

平戸市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成29年1月26日(木) 午前9時30分から午前10時55分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(25人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村 弥壽夫	6番 山村 茂巳	7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂
9番 古里 時夫	11番 松山 矢市	12番 川尻 修治	14番 山下 忠平
15番 塚本 順男	17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦	19番 林 憲治
20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳	23番 濱本 寿光
24番 川村 政幸	25番 横尾 秀雄	26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎
28番 福田 延之	29番 藤永 和之	30番 西川 靖子	

4. 欠席委員(7人)

1番 吉福 弘実	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸	10番 岡村 勝彦
13番 末永 武好	16番 瀧山 博	32番 宮田 克幸	

5. 欠員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告 第 28号 農地法第4条の規定による届出について

報告 第 29号 農地改良等届出について

議案 第 48号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

議案 第 49号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第 50号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第 51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第 52号 非農地通知申出について

議案 第 53 号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの
判断について

議案 第 54 号 第10回農用地利用集積計画(案)について

第6 閉 会

7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博

主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

8. 傍聴人の数 なし

9. 公開・非公開の別 公開

10. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成29年1月期第10回総会を開会いたします。はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

おはようございます。今日は平成29年1月期第10回総会にご出席いただきありがとうございます。ありがとうございます。

皆様には、健やかに新年をお迎えられたことと、心からお喜びを申し上げます。今年の元旦は小春日和で、いい天気恵まれたようであります。元旦の天気のように、今年も明るく楽しい日々を送れるように期待したいと思っております。去年を振り返ってみますと、各地に局地的な大雨、自然災害、日本列島を台風が吹きぬけて北海道にまで上陸するような異常気象の中でございました。その中でも九州では熊本、まさかというような大きな地震発生、自然災害の恐ろしさをつくづく感じた一年であったわけでございます。本年は、先程、言いましたように、平穏無事で過ごせる年になればと思っております。どうか皆さん方におかれましても、心新たに新年を迎えられたと思いますが、今年に入って早くも1ヶ月が過ぎようとしています。先ほど局長から言われたように、1月18日に長崎市で、会長・事務局長会議が開催されました。後で局長から説明があると思っておりますけれど、農業者年金加入推進につきましては、事務局の元、目標達成をはるかに上回る成績を上げたところでございます。皆さんにおかれましても、日頃から、農業者年金加入促進に取り組んでいただいている賜物と感謝申し上げます。

2月に入りますと市民表彰式がございます。農業委員さん4名が受賞される予定です。皆さん方、時間があれば会場にご出席いただいて祝福の言葉をかけていただきたい思います。先ほど局長のほうから話がありましたとおり、総会終了後、うきは市に研修視察にいくわ

けでございますけれど、皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、行政視察という事で、うきは市役所に研修に参りますので、どうかご協力申し上げたいと思います。

それでは平成29年1月期の次第に沿って議案説明いたします。最後までご審議いただきますようお願いいたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員、4番委員、5番委員、10番委員、13番委員、16番委員、32番委員より欠席の届出がっております。

よって、出席委員は定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、丸田会長をお願いいたします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。まず、日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員に、15番委員と17番委員をお願いします。書記には、事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

これより、平成29年1月期の会務報告と平成29年2月期の行事予定を、事務局長が行います。

○事務局長

それでは、平成29年1月期の会務報告と平成29年2月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(1月会務報告、2月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成29年2月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成29年2月24日金曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を平成29年2月24日金曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第28号 農地法第4条の規定による届出について 》

○議 長

次に、報告第28号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。報告第28号「農地法第4条の規定による届出について」をご説明いたします。整理番号1番は前回総会の折に、農用地区域用途変更の承認をいただいたところです。

(報告第28号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より報告第28号「農地法第4条の規定による届出について」、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第28号「農地法第4条の規定による届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第29号 農地改良等届出について 》

○議 長

次に、報告第29号「農地改良等届出について」を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、6番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書3ページをご覧ください。報告第29号「農地改良等届出について」をご説明いたします。整理番号1番は道路に面したところですが、切り土を行って、若干高低差があるところを同じレベルにして、農地の改良をするものです。整理番号2番は道沿いの農地ですが、他の農地に比べて低いので、これに盛土をして同じレベルにするものです。

(報告第29号1～2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

○委員

農地改良をされる事はいいことだと思いますが、これは個人ですか。何かの事業ですか。

○事務局

この近くに溜池があるんですが、県の溜池工事に関連した農地改良事業になっています。本人の自己負担の工事ではありません。

○委員

そういう事で12月15日から工事が始まっているという事ですね。

○事務局

そうです。届出ですので、農地改良届出が提出されて地元農業委員に確認していただければ、工事は出来ますので、改良に要する期間は12月15日からとなっています。

○委員

わかりました。

○議長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議長

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第29号「農地改良等届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

○議長

それでは、6番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて 》

○議長

次に、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書4ページをご覧ください。議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」をご説明いたします。この案件については平成25年4月22日付長崎県指令25農地活第1017号で許可が出ていますが、事業開始まで時間がかかっておりました。施工されていなかったため、何度か進捗状況をお伺いしていたところですが、今回、はっきりと事業の採算が取れないという事で取下げをするものです。

(議案第48号1番を朗読)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」は、承認することに決定いたしました。

《 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から3番を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書5ページをご覧ください。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1番から3番をご説明いたします。整理番号2～3番は基盤整備事業が予定されておりまして、それに先立つ所有権移転となります。

(議案第49号1～3番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 3件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1番から3番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようです。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1番から3番については、原案のとおり決定いたします。

○議 長

次に、同議案整理番号4番から6番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、14番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書5ページをご覧ください。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号4番から6番をご説明いたします。こちらも先ほどお話したように、向月地区で計画されている土地改良に先立つ所有権移転となります。

(議案第49号4～6番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 3件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号4番から6番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようです。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号4番から6番については、原案のとおり決定いたします。

○議 長

次に、同議案整理番号7番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、引き続き14番委員と19番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書6ページをご覧ください。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号7番をご説明いたします。こちらも今までと同じく改良事業に伴う所有権移転になります。今まで説明した1番から7番ですが、お手元にある農地法第3条調査書に詳細は書いてありますのでご一読願います。

(議案第49号7番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号7番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようです。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号7番については、原案のとおり決定いたします。それでは、14番委員並びに19番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議 長

次に、議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書7ページをご覧ください。議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。整理番号1番ですが、先月総会の折り、農用地区域の用途変更で確認していただいたところですが、用途は農業用施設用地とありますが、平成5年から牛舎及び堆肥舎が建てられており、県との追認協議が終わりましたので追認事項として議案に上げております。28農地活第1696号で県追認許可済みとなっています。

整理番号2番ですが、平成2年に住宅、通路及び家庭菜園が出来ておりまして、こちらも県と追認協議が終わっております。農地に増築部分と通路、家庭菜園があるんですが、この家庭菜園も住宅に付随するものとして、農地法に規定する農地に当たらないという事で、今回、転用申請を受けるものです。28農地活第1711号で県追認許可済みとなっています。

(議案50号1～2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」、説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いいたします。

○委 員

整理番号1番の補足説明をします。先月14日に農林課、事務局2名、中部地区委員6名で現地確認を行いました。事務局の説明があつたとおり、平成14年から牛舎、堆肥舎が建っているため追認したわけですが、汚水の問題もないということで、我々は一生懸命牛を飼ってくれと激励してきました。皆さんのご協議をよろしくお願いいたします。

○委員

2番について補足説明します。これは事務局から説明があったように、追認案件でございます。何も言う事はありません。よろしくご審議お願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

○委員

1番の案件ですが平成5年に牛舎が建っていたという事なのですが、それは自己資金なのか、何かの補助用事業で建てたものなのか、お尋ねしたいです。

○事務局

農林課に確認しましたが、平成5年の20年以上前の案件で資料がなくて確認が出来なかったんですが、補助事業は使っていないと申請者は話していました。

○委員

両案件とも追認案件という事で、以前に県と協議した結果という事でしょう。あえて地区の担当委員が補足説明しなければいけないのかどうか。報告みたいな形で進めてもいいような気がしますが、いかがなものでしょうか。

○事務局

追認案件になるものは、20年以上農地として使っていないで、周囲の農地に影響がない案件について追認が認められます。手続き的には、すでに県が一回許可して追認として認めている案件なんですけれど、言い換えれば、言い方は悪いのですが違反転用になりますので、申請者から4条申請を出していただいて、ここで審議をしています。改めて申請者から4条申請を出していただいているので、県としてはすでに認めている案件ではありますが、再度確認という意味で現地を見ていただきたいと思って、このようにさせていただいています。事務局と申請者だけではなく、地元委員さんにも現況を理解していただいて、確認していただくという意味で通常の案件と同じように行っていただきたいと思っています。

(異議なしの声)

○委員

現地確認までは当然行うわけですが、総会の折りに担当委員として補足説明がしなければいけないのか、必要ないのではないかと思います。

○事務局

その件につきましては、手続き的にそのようにしているわけですが、皆さんの総意で、追認事項で県が許可したものを総会で図るという事で、現地確認はして、委員の補足説明は省略するという事でご了解いただければ、今後そのようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局

それでは次回からそのようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

それでは、補足説明が終わりまして、ご意見もいただきました。今、事務局から言われましたとおりでございますので、次回からそのような処置を取らせていただきたいと思います。

それでは、議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。ただし、この案件につきましては、ながさき西海農業協同組合の案件でございますので、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、組合の理事であります、26番委員、29番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局

議案書8ページをご覧ください。議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。両案件とも、畜産クラスター事業を活用によって長崎県北畜産クラスター協議会が事業主体となりまして、JAながさき西海が取り組み主体となっています。申請地に牛舎、堆肥舎を建設して、収益性向上を目指す農家に貸し出しをするという事業です。クラスターというのが葡萄の房という意味らしく、農業団体や行政、支援組織が葡萄の房のように一体的に結集して、畜産の収益性を地域全体で向上させるという取り組みになっているようです。先月総会の折り、農用地区域の用途変更で確認していただいたところ
です。近隣の農家から同意書もいただいていると確認しています。

(議案51号1～2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いいたします。

○委 員

1番について補足説明します。12月に現地確認に行ったので今回は行きませんでした。この近くに見に行っていない所で、申請者の候補地があったんですが、飲料水の近くとか公共施設の近くで、2箇所では許可が出ないというお話をしていたので、一番不便な場所ではありますが、現在地になりました。ここは300メートルほど離れた下に池がありますが、排水施設がありませんので、雨水などはずっと下の吸い込んでいくようになるんじゃないかと思えます。左上が池ですが、300メートルほど離れているし、側溝もありませんし、上の池には直接行かないので良いのではないかと話してきました。ご審議の程、よろしく願いします。

○委 員

2番について補足説明します。1番案件と一緒に、12月の農地用途変更の折りに現地確認したので今回は行きませんでした。スライドでみたように周りに人家もなく、念のために

周りの同意書も取っているという事ですので、いいだろうと見てきました。ご審議よろしく
お願いします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員か
らの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

○委 員

農地についての質問ではないのですが、畜産クラスター事業の増頭数30頭以上が畜産ク
ラスター事業の対象ではないかと思っておりますが、その点は農林課に確認しましたか。

○事務局

農林課に確認していません。農林課に確認します。

○委 員

私の勘違いかもしれませんので、後で教えてください。よろしく申し上げます。

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第51号「農地法第5条の
規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」
は、原案のとおり決定いたします。それでは、26番委員、29番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第52号 非農地通知申出について 》

○議 長

次に、議案第52号「非農地通知申し出について」を議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書9ページをご覧ください。議案第52号「非農地通知申出について」を説明いたします。

(議案第52号1～5番を朗読、パワーポイントを併用して説明：5件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

整理番号1番の補足説明をします。1月12日日本人の立会いはできなかったんですが、大島地区委員4名と事務局で現地確認をしてきました。ご覧のとおり、大きな木が生えている状態で、面積自体はありますが耕作は無理と判断しています。皆様のご審議よろしくお願ひします。

○委員

整理番号2番の補足説明をします。1月16日に申出人と地元委員6名と事務局で立ち会って現地確認を行いました。すぐ道端であります。2メートルほど下で面積も小さく、見たとおりの現況でございます。全員が仕方ないと判断してきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員

整理番号3番について説明いたします。1月16日午後、申請人立会いの元、事務局と地元委員で現地を確認しました。生月地区で一番高い山の途中にあるわけですが面積も一番大きいほうですね。生月大橋が架かったら、猪が出没するようになり、申出人もあきらめたそうです。そのうち木が生えて今の状況になっております。先ほど事務局の説明にあったとおりです。ご審議よろしくお願ひします。

○委員

4-1番の案件についてご説明いたします。1月16日に中部地区委員と申出代理人と事務局で現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明のとおりで、原野化して写真も何処からとっていかかわからないくらいの状態でした。耕作は無理じゃないかと判断してきました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○委員

4-2番について補足説明いたします。今月16日、関係委員と事務局、申出代理人で現地確認を行いました。スライドで覧のとおり山林化していました。ご審議よろしくお願いたします。

○委員

整理番号5番について補足説明いたします。1月16日に、地元委員と事務局と申出代理人で現地確認を行いました。先ほど事務局から説明があったんですが、実際確認しましたら、原野化しておりまして、傾斜も強く、機械は入らないし、耕作は無理と判断してきました。ご審議よろしくお願いたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

他にございませんか。質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第52号「非農地通知申出について」は原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第52号「非農地通知申出について」は、原案のとおり非農地として決定いたします。

《 議案第53号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について 》

○議長

次に、議案第53号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。はじめに整理番号1番から53番までを議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第53号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」整理番号1番から53番について説明いたします。

昨年度2月総会の議案において、初めて審議いただき、今回目が2回目になります。議案に入る前に、農地法第2条第1項には「農地の定義」が定めてありますが、農地とは、耕作の目的に供される土地となっており、これから申し上げる土地が、その農地に該当するか否かの判断を、願います。今後、農地利用状況調査においてB分類になっている農地を、計画的に非農地通知を发出していきますが、全体の发出が終わるまでには相当期間を要するため、所有者から申出が合った場合は、先ほどの第52号案件のように非農地通知申出で対応してまいります。この議案第53号案件は、農業委員会の判断による发出になります。今回は大島村西宇戸大賀地区の判断を求めるものです。担当地区委員より利用状況調査の判断結果において、再生困難な農地としてB分類と判断されており、現状は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なものであるため、判断基準を満たしているという状況ということで補足説明といたします。

なお、「農地」に該当しないと本総会で議決された場合は、対象の所有者に対し「非農地通知書」を送付いたします。また、市・県・法務局等の関係機関に対しては「非農地通知一覧表」を送付することにしております。併せて、事務局では「農地台帳」から削除し、整理することになります。

(大島村西宇戸地区 整理番号1～53番を朗読 パワーポイントを併用して説明：53件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

○委員

この西宇戸大賀地区だけではなく、大島村は昭和63年前後に国土調査があったのですが、木が何本か生えていても、密集していなければ田畑、とにかく田畑を減らすなという考えがありました。木を切っても田畑になるじゃないかと。木が生えていても竹が生えていても田は田、非農地の許可が出来なかったのです。今回の大賀地区は、昭和50年代は3分の1は利用していましたが、平成になってほとんど荒れていきました。そういう事でよろしくお願いたします。

○議 長

大島地区の委員さんからご説明がありましたけれど、他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないということですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第53号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」の整理番号1番から53番までについては、農地に該当しないと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、「議案第53号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」の整理番号1番から53番までについては、農地に該当しないと決定いたします。

次に、同議案の整理番号54番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、6番委員の退席を求めます。

○議 長

それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第53号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」整理番号54番について説明いたします。資料11ページをお開き願います。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

○委 員

確認ですが、スライドを見る限りでは転々と農地として使用されているところがありますね。今後、農地を使用している人達が何かの事業を使って事業をする場合、農地として見られなくなってしまうわけですね。農地として見られなくなってしまうという事を転々とし

て農地を使用している人達をご存知なのですか。

○事務局

スライドで写している赤丸は全体の字を囲んであります。映像では一つ一つの拡大図はないので、スライドでは山林原野化された緑の濃い部分です。利用状況調査で耕作や不作付地は対象になりません。利用状況調査でB判定の農地だけです。

○委員

了解しました。

○議長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないということですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第53号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」の整理番号54番については、農地に該当しないと決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、「議案第53号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について」の整理番号54番については、農地に該当しないと決定いたします。

それでは、6番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

《 議案第54号 第10回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

次に、議案第54号「第10回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。

○事務局

議案第54号「第10回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。議案書13ページをお願いします。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第54号「第10回農用地利用集積計画(案)について」は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第54号「第10回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定いたします。

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議長

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成29年1月期、第10回総会を閉会いたします。

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 農業委員会活動における重点活動の取り組み(平成28年12月末時点の集計)
- ・資料3 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積
- ・資料4 平成28年度意向調査結果報告

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成 29 年 2 月 3 日

会 長 丸 田 保

15 番委員 塚 本 順 男

17 番委員 濱 崎 保 久